

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所の項の次に次のように加える。

奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所	奈良市
--------------------	-----

別表奈良県文化財保存事務所當麻奥院出張所の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。